

令和 7 年6月18日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和 7 年6月18日(水) ～ 令和 7 年8月17日(日)	
場 所	－	
内 容	諫早市は有資格業者を下記のとおりに指名停止としました。	
	記	
	指名停止業者	【登録部門:建設工事】 株式会社ライムイシモト 代表取締役 石本 潤治郎 諫早市貝津町2071番地7
	指名停止期間	2 か月
	指名停止の理由	(株)ライムイシモトは、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けたことが判明した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日に長崎県から監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:靄田、西山 電話番号:0957-22-1500(内線3683) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp	
担当課	同上	
備 考 (記事解禁日等)		